

杉戸町建設工事総合評価方式要綱

平成30年6月15日

告示第139号

杉戸町建設工事総合評価方式試行要綱（平成21年杉戸町告示第56号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、杉戸町建設工事事後審査型制限付一般競争入札試行要綱（平成21年杉戸町告示第34号。以下「制限付一般競争入札試行要綱」という。）に基づく建設工事の競争入札において、総合評価方式を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合評価方式 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が町にとって最も有利なものをもって申込みした者を落札者とする方式をいう。
- (2) 加算方式 技術資料の内容に応じて与えられる得点（以下「技術評価点」という。）に入札価格に対する得点を加える方式をいう。
- (3) 除算方式 技術評価点を入札価格で除する方式をいう。

（対象工事）

第3条 総合評価方式による入札を行う建設工事は次の各号のいずれかに該当する工事とし、杉戸町建設工事等請負業者資格審査会（以下「資格審査会」という。）で承認を受けるものとする。

- (1) 類似工事の経験や工事成績等に関する事項を記述した技術資料の提出を求め、それにより技術力と価格を総合評価することにより価格と品質が総合的に優れた内容の契約が締結できると見込まれる工事
- (2) 前号で求める技術資料に加え、町が指定した課題に関する事項を記述した技術資料又は施工管理の適切性等に関する事項を記述した技術資料の提出を求め、それにより技術力と価格を総合評価することにより、価格と品質が総合的に優れた内容の契約が締結できると見込まれる工事

(3) 第1号で求める技術資料に加え、施工に伴う安全対策、交通・環境への影響、工期の短縮等についての技術提案に関する事項を記述した技術資料の提出を求め、それにより技術力と価格を総合評価することにより、価格と品質が総合的に優れた内容の契約が締結できると見込まれる工事
(落札者決定基準)

第4条 入札において落札者を決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）の設定に当たっては、あらかじめ資格審査会において審査するものとする。
(総合評価の方法)

第5条 総合評価の方法は、加算方式又は除算方式により落札者の決定を行うための基準となる数値（以下、「評価値」という。）を求めることにより行うものとする。
(学識経験者の意見の聴取)

第6条 第4条で定めた落札者決定基準について、2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）から意見を聴く（以下「意見聴取」という。）ものとする。

2 前項の規定による意見聴取において、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ学識経験者から意見聴取を行うものとする。

3 前2項の学識経験者は、町長が選任するものとする。
(入札説明書に掲げる事項)

第7条 総合評価方式による入札を行おうとするときは、次に掲げる事項を記載した入札説明書により、あらかじめ入札参加者に周知しなければならない。

- (1) 総合評価方式の適用の旨
- (2) 提出を求める技術資料及び提出期限
- (3) 入札の評価に関する基準
- (4) 総合評価の方法
- (5) 落札者の決定方法
- (6) 前各号に掲げるもののほかの総合評価の実施に関し必要と認める事項

(入札の公告)

第8条 総合評価方式による競争を行おうとする場合において、当該競争入札の対象となる工事が制限付一般競争入札試行要綱第2条に規定する対象工事であるときは、令第167条の10の2第6項の規定により公告しなければならないとされている事項について、公告しなければならない。

(技術資料の提出等)

第9条 技術資料の提出は、入札公告に示された期日までに郵送又は持参により提出しなければならない。

2 技術資料の作成等に要する費用は、入札参加者の負担とする。

3 第1項の技術資料を提出しない入札書及び同資料に記載がない入札書は失格とする。

4 第1項の規定により提出された技術資料の訂正、差し替え及び再提出は認めないものとする。

(技術資料の審査)

第10条 入札参加者から提出された技術資料は、落札者決定基準を審査した資格審査会の審査に付するものとし、その審査結果に基づき技術評価点を算定するものとする。ただし、第3条第1号に該当する工事であって、かつ、落札者決定基準を審査した際に審査の必要がないと認めた工事については、これを省略することができるものとする。

2 前項の審査に当たり、技術的能力の評価等のために必要があると認められるときは、入札参加者にヒアリングを実施することができるものとする。

(落札者の決定)

第11条 総合評価方式による入札において落札者を決定しようとするときは、次に掲げる要件のすべてを満たす入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、第6条第2項に該当する場合には、学識経験者から意見聴取し落札者を決定するものとする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

(2) 入札公告等(入札説明書を含む。)に定める最低限の技術的要求要件をすべて満たしていること。

(3) 杉戸建設工事低入札価格取扱要領(平成30年杉戸町告示第53号)の失格

要件に該当しないこと。

- 2 評価値の最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

(入札結果の公表)

第12条 前条の規定により落札者を決定したときは、次に掲げる事項について公表するものとする。

(1) 入札参加者

(2) 入札参加者の入札価格、評価値、技術評価点

(技術資料の内容を満たすことができなかつた場合における措置)

第13条 落札者は、提出した技術資料の内容を満たすことができなかつた場合には、当該満たすことのできなかつた部分に係る工事を再度施工しなければならない。

- 2 前項の場合において、再度施工することが困難であり、又は合理的でないと認められる場合は、違約金として不履行の項目の配点に応じた金額（配点1点を請負代金の1%に相当させた金額。ただし5%を上限とする。）を徴収するとともに工事成績評定の減点を行うものとする。

(悪質であると認められる行為があつた場合における措置)

第14条 入札参加者が提出した技術資料等に虚偽の記載があつた場合又は入札参加者に明らかに悪質であると認められる行為があつた場合は、契約解除及び杉戸町の契約に係る指名停止等の措置要綱（令和2年杉戸町告示第60号）第3条第1項の規定に基づき、当該入札参加者について指名停止の措置を行うことができるものとする。

(秘密の保持)

第15条 この告示に基づき、入札参加者から提出された技術資料は、返却及び公表はしないものとする。

- 2 学識経験者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の規定は、この告示の施行の日以後の案件から適用し、同日前の案件については、なお従前の例による。